

鶴田町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

鶴田町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が、全国的に課題となっている。

このため、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、意欲的に児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等が目指す理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことが求められている。

こうした状況のなか、本計画は、鶴田町立学校の教育職員に係る公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に規定する教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画として策定するものである。

(2) 鶴田町の現状

○鶴田町では、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

<年平均>

小学校

月17.2時間

中学校

月21.7時間

<月45時間を上回る割合>

小学校

5.2%

中学校

8.3%

<月80時間を上回る割合>

小学校

0.0%

中学校

0.0%

○時間外在校等時間が年平均20時間前後となっており、目標とする30時間以下となっているが、月45時間を上回る割合も若干あることから、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%以下にする。

3. 計画の期間

○期間を3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・令和9年度から、全ての部活動の地域展開を目指す。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備などを補助する学校支援員やスクールサポートスタッフの雇用を維持し、さらに必要な配置を検討する。
- ・I C T等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・保護者連絡システムの活用による文書配布等デジタル技術の活用により、校務を効率化する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全校設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町HPで公表するとともに、定例の教育委員会等において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。